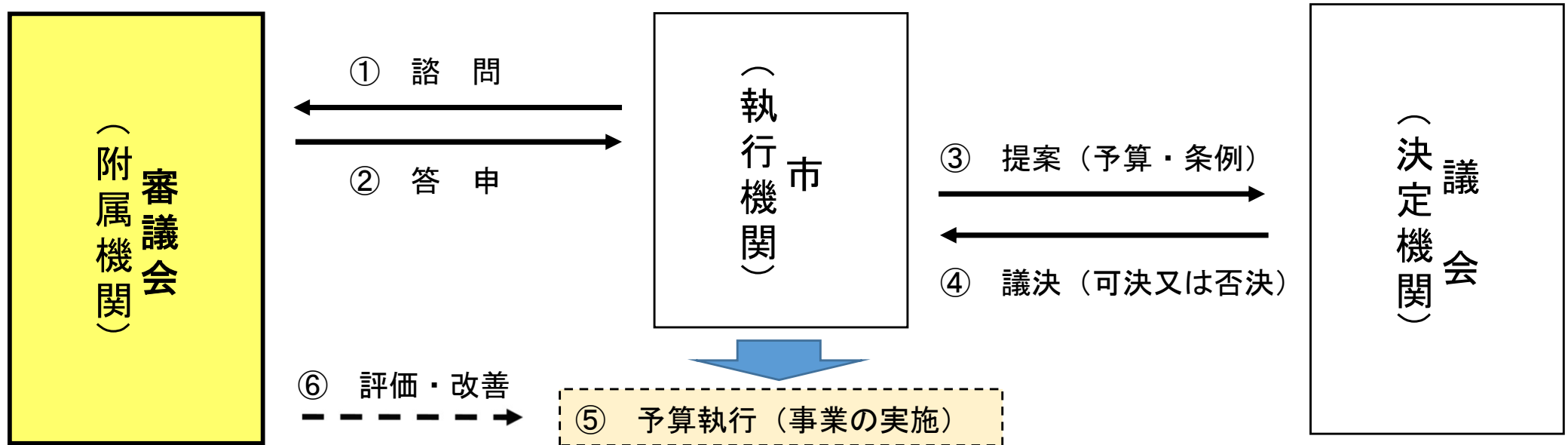


# これまでの審議の経過（ふりかえり）

## （1）当審議会と諮問・答申の位置づけ《第1回》



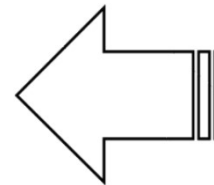
### 【審議会の役割等】

市長の諮問に応じ、必要な審議や調査を行い、結果を取りまとめて答申します。

また、審議会は合議制の機関であり、単に各委員の個人的な要望や要請を市へ伝えるための組織ではありません。

諮問された事項について、委員同士の対話を通じて、審議会としての結論を導き、市へ答申します。

### 設置の根拠



### 木津川市廃棄物の減量 及び適正処理に関する条例(抜粋)

（廃棄物減量等推進審議会）  
 第9条 一般廃棄物の減量に関する事項その他市長が必要と認める事項について、**市長の諮問に応じ、調査し、審議する**ため、法第5条の7第1項の規定に基づき、木津川市廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

## (2) 今回の諮問事項《第1回》

今回、市長から当審議会へ諮問された事項は、次の2点です。

### 諮問事項1

収益を活用した  
ごみ減量及び再資源化に資する施策  
～更なるごみの減量に資する具体的な環境施策～

### 諮問事項2

その施策の評価等の仕組み  
～継続的な点検・評価・改善を行う仕組み～

### ※審議会の役割

この2点に関して、審議して頂き、結論（答申）をとりまとめることです

## (3) 答申の位置付け《第1回》

### 審議会の位置づけ

審議会は、市の意思や行為を決定する機関ではありません。

答申は、諮問事項に関する行政活動の参考としてできる限り尊重しますが、最終的な採否は市の裁量です。

特に、事業の実施手法などの詳細は、法令の規制や関係機関との調整結果にも影響を受けます。

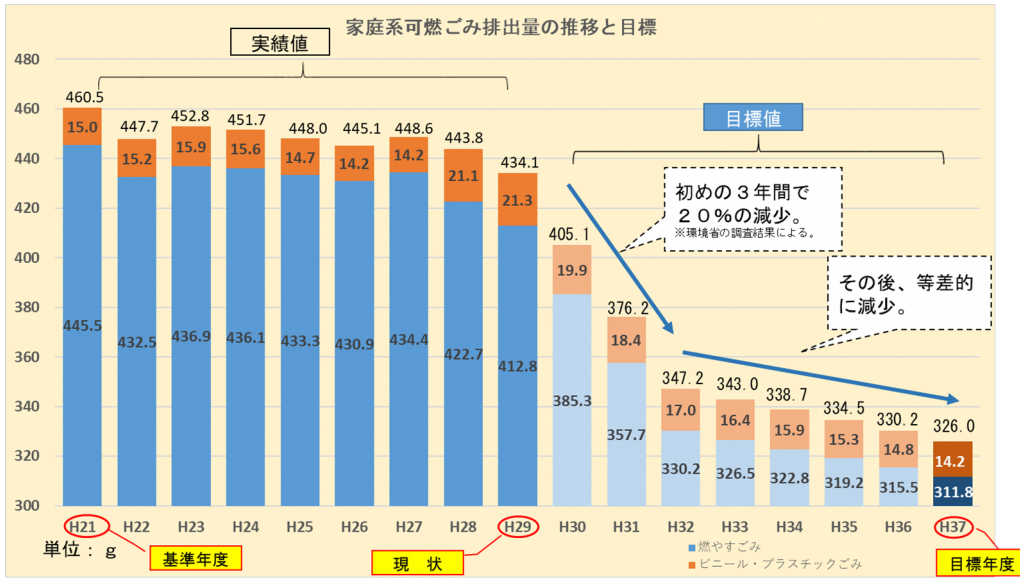
また、具体的な事業費についても、市全体の予算状況等に影響を受けます。

最終的には、答申の採否に関する妥当性も含め、議会で判断（議決）されることとなります。

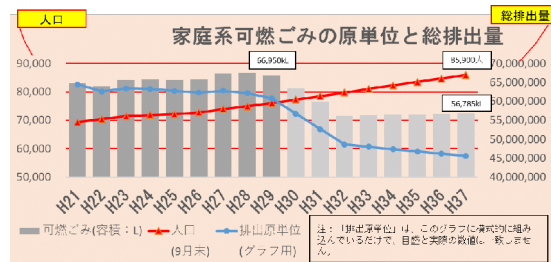
審議会は、必要な施策や具体の事業を答申し、それを実現するための予算措置（お金のやりくり）、法令への対応、関係機関との調整、実施手順の検討は、答申を受けて市が実施します。

## (4) 排出量と財源見込額《第2回》

「もったいないプラン」の目標値や環境省の調査結果を参考に、排出原単位の見込を確認しました。



次に、推計人口を考慮し、ごみの総排出量の見込を確認しました。



### 手数料収入と活用可能額の見込



必要経費の推計値を控除し、財源見込額を確認しました。

約2,600万円/年

## (5) 重点的に取り組む分野《第2回》

財源を活用して、重点的に取り組む3つの分野(重点施策)を確認しました。

### 施策1 環境意識啓発

- ・まちの美化につながる環境教育や美化活動
- ・市民活動を支える人づくり、組織づくり
- ・ごみ減量の「見える化」

### 施策2 家庭系可燃ごみの減量等

- ・生ごみの減量 (発生抑制とリサイクル)
- ・古紙類の減量 (発生抑制とリサイクル)
- ・分別の徹底

### 施策3 政策統合

- ・組織横断的なまちの美化や地球温暖化防止対策
- ・教育、福祉部門との連携

## (6) 具体的な事業の検討《第2回》

重点施策ごとに、各委員から取り組むべき事業の案を提案いただきました。

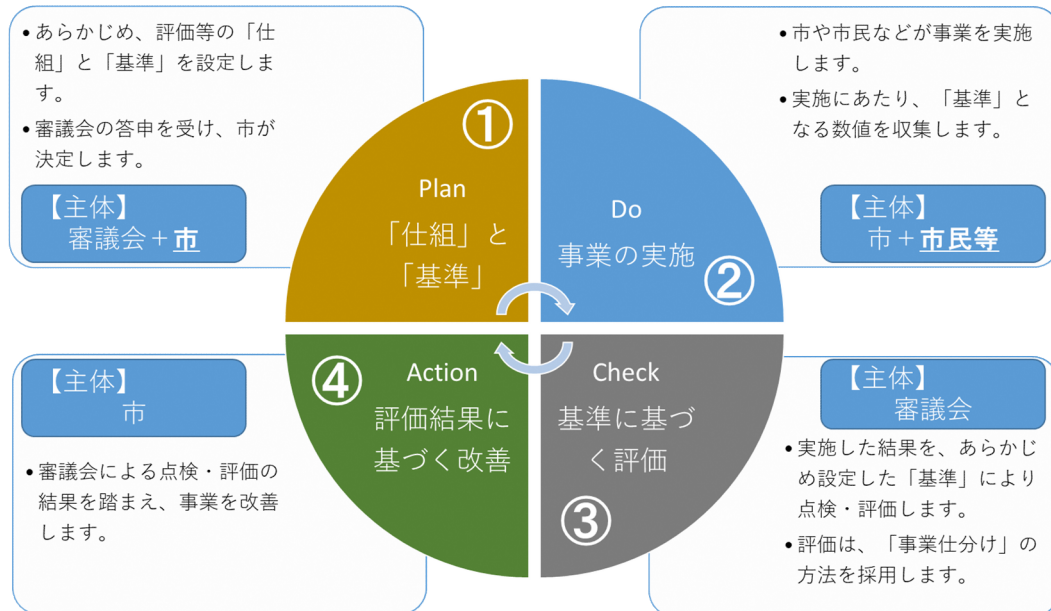
<p><b>施策1</b></p> <p><b>環境意識啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの美化につながる環境教育や美化活動</li> <li>・市民活動を支える人づくり、組織づくり</li> <li>・ごみ減量の「見える化」</li> </ul>	<p>提案件数</p> <p><b>15件</b></p>
<p><b>施策2</b></p> <p><b>家庭系可燃ごみの減量等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの減量</li> <li>・古紙類等の減量</li> <li>・分別の徹底</li> </ul>	<p>提案件数</p> <p><b>15件</b></p>
<p><b>施策3</b></p> <p><b>政策統合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織横断的なまちの美化や地球温暖化防止</li> <li>・教育、福祉部門との連携</li> </ul>	<p>提案件数</p> <p><b>7件</b></p>

この提案を基に、本日より第3回の会議資料を作成しています。

## (7) 継続的な点検等の仕組み《第2回》

継続的にごみ減量や再資源化の施策を点検・評価・改善する基本的な仕組みを確認しました。

### 基本的な仕組み

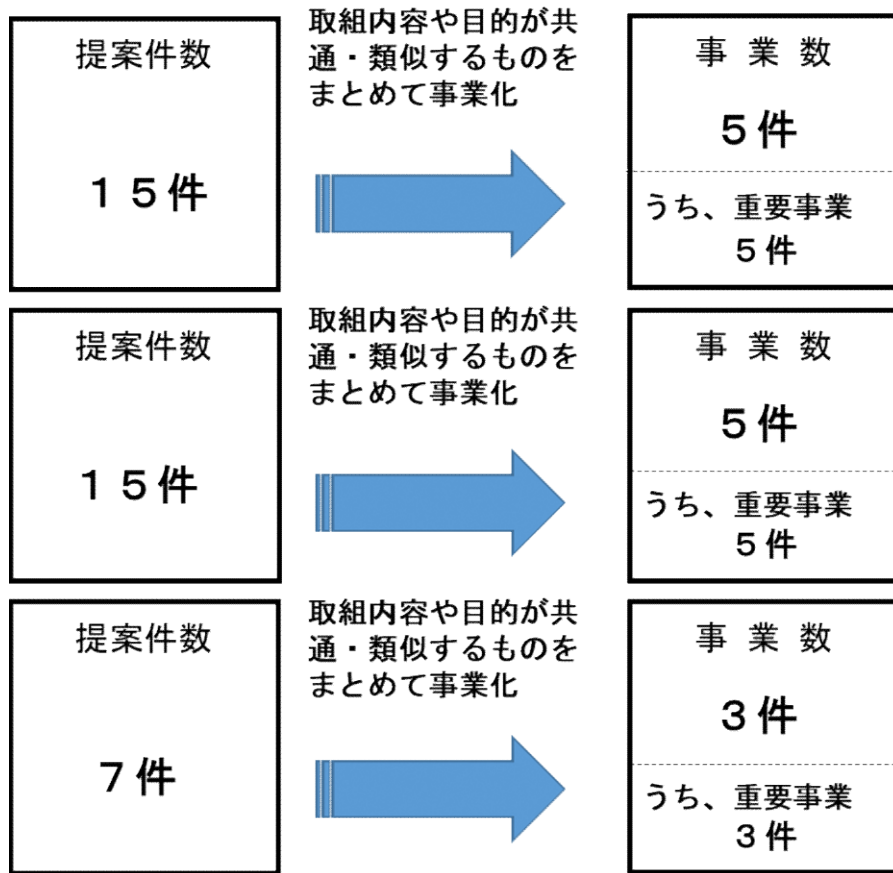


審議会は、各事業の評価を行う主体として継続的に関わります。

市は、この仕組みの中で実績を踏まえた評価の結果に基づき事業費の増減、施策の改善等を行います。

## (8) 具体的な事業案《第3回》

第2回審議会での各委員からの提案に基づくごみ減量施策等を取りまとめた事業案を検討し、継続審議となりました。

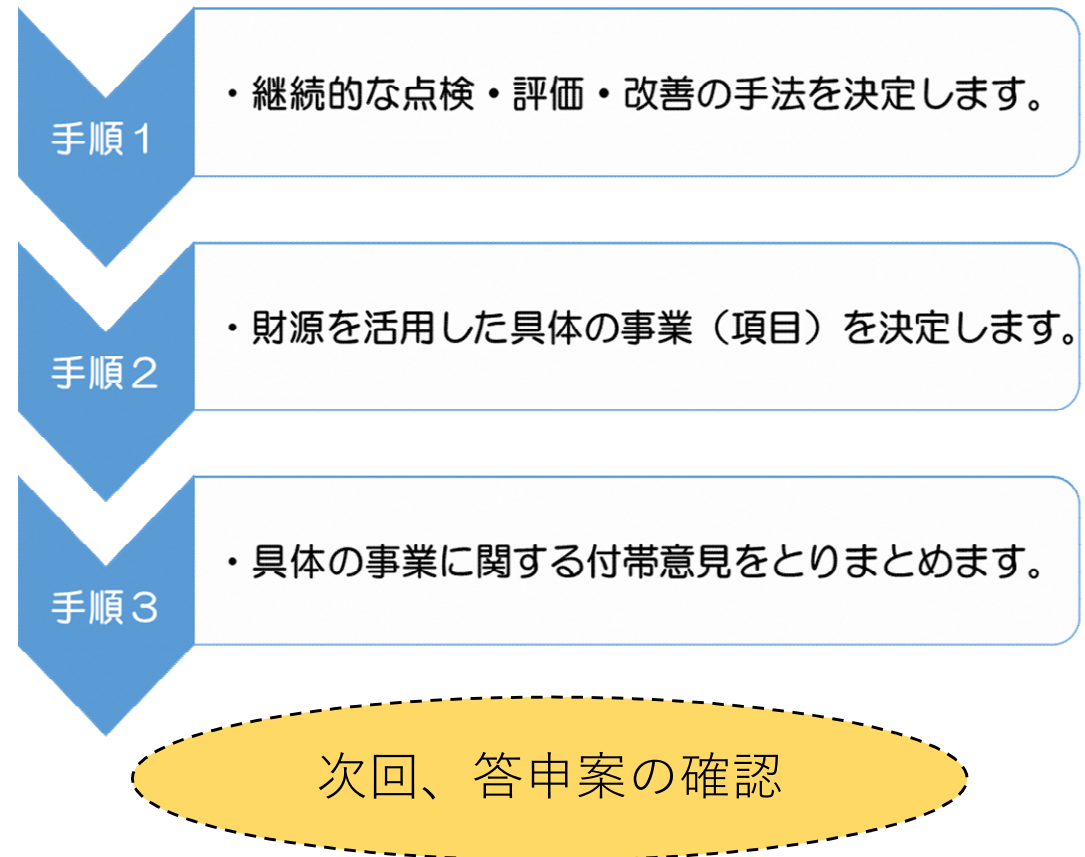


各委員から提案を受けた13の事業案について、実施事業とするか否か判断した上で、答申する必要があります。

## (9) 点検等の具体的な仕組み《第3回》

第3回審議会において、審議事項の2点目として審議する予定でしたが、出来ていません。

本日は、こちらの議題から審議をお願いし、継続的な点検・評価・改善の仕組みがあることを前提に、具体的な事業案をふりかえり、審議します。



## 【 参 考 】

### 【① 有料化財源の使途】

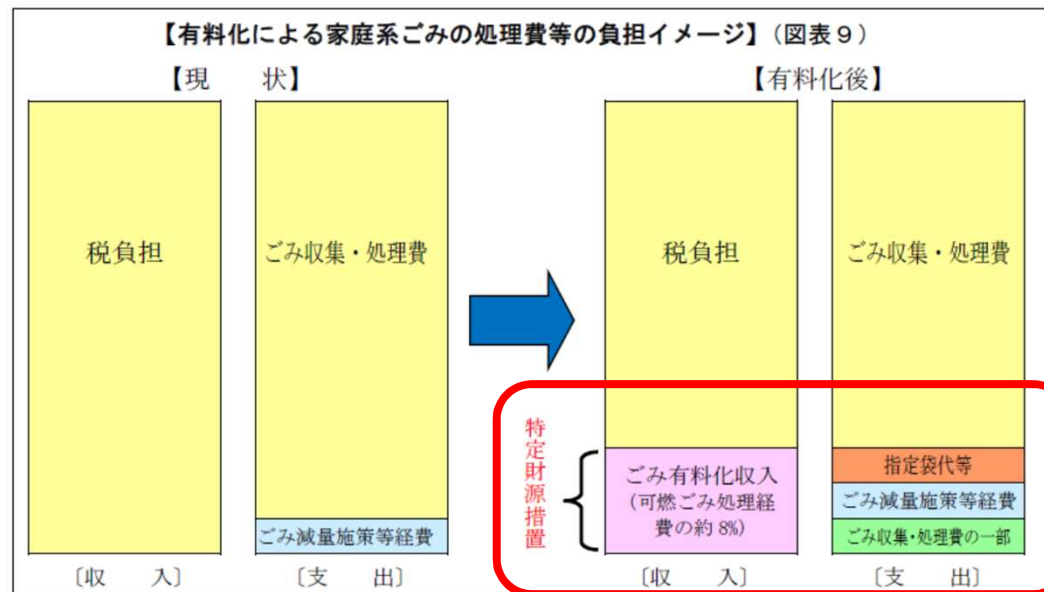
前回の答申及び市の基本方針では、ごみ有料化による収入は、次の支出に充てることができると示されています。

- ごみ減量施策等経費
- 指定袋等の有料化経費
- ごみ収集・処理費の一部

市として「ごみ収集・処理費の一部」に充てる予定はないため、当審議会では、収入から有料化経費を差引いた額の範囲で実施することが可能で、かつごみ減量・再資源化が促進される施策とその評価を議論いただいています。

審議会での検討に際して、有料化財源で実現可能な施策であるか否かを判断するために、各事業について概算事業費を検討・確認することは必要ですが、具体的な予算付けは、市の予算編成及び議会における予算審議を経て決定されます。

市基本方針（P.5から抜粋）



※本イメージ図は、実際の税負担とごみ有料化による収入割合等によるものではありません。

### 【② 既存事業の財源としての活用】

前回の答申及び市の基本方針では、

「ごみ減量・リサイクル施策等のための特定財源として活用する」

としており、特段、既存事業と新規事業を区分しておらず、既存事業を継続するための財源として、必要に応じて活用することを否定していません。